

第1号議案

豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例等の一部改正について

豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年2月24日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例等の一部を改正する条例

(豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第1条 豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例(平成17年豊後大野市条例第57号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る」に改める。

(豊後大野市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 豊後大野市国民健康保険条例(平成17年豊後大野市条例第157号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。」に改める。

(豊後大野市介護保険条例の一部改正)

第3条 豊後大野市介護保険条例(平成17年豊後大野市条例第159号)の一部を次のように改正する。

附則第10項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という)を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る」に改める。

(豊後大野市感染症金融対策基金条例の一部改正)

第4条 豊後大野市感染症金融対策基金条例(令和2年豊後大野市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。